

組合員とその被扶養者の皆様へ マイナンバーの収集について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」という。)に基づき、平成29年7月の医療保険者等の情報連携開始に向け、平成29年1月1日時点の組合員及び被扶養者に対して個人番号(以下「マイナンバー」という。)を提出いただくこととなりました。

番号利用法に規定されている個人番号利用事務実施者として、共済組合は皆さまからマイナンバーを収集し登録することとなり、下記の項目について収集したマイナンバーを利用する予定としております。

◎マイナンバー収集の対象者◎

- (1)平成29年1月1日時点における組合員及びその被扶養者
- (2)平成29年1月1日時点における任意継続組合員及びその被扶養者

組合員の皆さまにおかれましては、被扶養者のマイナンバーを所属所に提出する際には、被扶養者の通知カードや個人番号カードを確認するなどして、記入、報告間違いがないようご注意ください。

◎マイナンバーを利用できる事務◎ (現時点で想定される事務)

- (1)医療等の短期給付の決定、支給に関する事務
- (2)年金等給付の決定、支給に関する事務
- (3)貯金事業における障害者等の小額預金の利子所得等の非課税制度に関する事務
- (4)任意継続組合員の掛金等の徴収等にかかる事務

マイナンバーを利用できる範囲は、番号利用法等にて限定されているため、それ以外の業務に使用することはありません。

共済組合では、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じるため、特定個人情報保護評価を実施しており、その評価書等についてはホームページに公表しております。